税理士情報ネットワーク
TAINS
Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS解体新書

書面によらない贈与
―贈与時期に係る判決・裁決―

小菅　貴子［本郷］

はじめに

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって効力を生ずるとされていますが、書面によらない贈与は、履行の終わった部分を除き、各当事者が撤回することができる（民法549条、550条）こととされています。

相続税法基本通達では、贈与による財産の取得の時期は、書面によるものについてはその効力の発生した時、書面によらないものについてはその履行の時（相基通１の３・１の４共－８）と取り扱われています。

また、判決では、不動産が贈与された場合には、不動産の引渡し又は所有権移転登記がなされたときにその履行があったと解されるとしています。（名古屋地裁平成10年９月11日判決）

今回は、この書面によらない贈与の贈与時期（履行の時）が争われた判決と裁決をご紹介します。

Ⅰ　土地の所有権移転登記時に贈与があったとされた事例

平18.12.5東京地裁（棄却・確定）
Ｚ256－10595

本件は、平成９年３月15日に死亡した亡丁の相続人である原告らが、本件各土地について、兄亡戊（平成16年２月１日死亡）と亡丁との間で作成された昭和53年４月１日付け「遺産（土地）贈与協議書」（第１協議書）による贈与を原因として所有権移転登記手続を行ったところ、原処分庁らから贈与税決定処分等を受けたことから、その取消しを求めた事案です。

裁判所は、第１協議書は、「贈与することを約束した。」となっており、ほかに贈与の時期・条件等の具体的な定めがないこと、登記手続をする機会が何度もあったにもかかわらず、亡丁が死亡するまで登記手続がとられていないこと、亡丁が入院中に亡戊に対し、贈与に関する税金等の費用を亡戊の負担とすることを明記した第２協議書にことさら署名を求め、亡戊もこれに応じていることなどにも鑑みると、将来のある時期に本件各土地を贈与することなどは合意されていたものの、多額の贈与税が課されることが予想されたため、第２協議書作成時点でも実際の贈与は行われておらず、贈与に関する税金などを亡戊が負担する限り、贈与を実行する時期については亡戊の判断に委ねられており、結局贈与が実行されないまま亡丁が死亡したと解するのが相当であると判断しました。

そして、本件所有権移転登記は、原告らが提訴した、亡戊を被告とする別件訴訟で、昭和53年当時の原告らへの直接の贈与を変更後の請求原因事実として主張したことに対し、亡戊が抗争を断念することによって実現したものというべきであって、請求原因事実の変更から登記までの間に、原告らと亡戊との間で黙示の贈与契約が成立したというべきあり、この贈与契約は書面によるものではなく、また本件各土地は原告甲が直接占有しており、何らかの引渡しがなされた具体的事実は窺えないから、本件移転登記が贈与契約の履行にあたるとしました。

Ⅱ　借地の引渡しの場合

昭53.12.20東京高裁（棄却・確定）
Ｚ103－4295
昭52.4.13横浜地裁（棄却）
Ｚ094－3973

親子間の借地権の贈与時期が争われたこの判決では、借地権贈与の履行行為について次のように示しています。

(1)　借地権贈与については、①借地名義人を受贈者に書換えること（又はこれに準ずべき借地権譲渡についての賃貸人の承諾を得ること）、②借地上建物につき、受贈者名義に所有権移転登記手続を経由すること、③①、②の事実が認められない場合であっても、贈与者から受贈者に対する「借地の引渡し」がなされたものと認められることを以て履行行為に該るということができる。

(2)　本件書面によらない借地権の贈与において「借地の引渡し」があったというためには、本件借地権の贈与が親子間におけるものであることを考慮すれば、これを外形的、客観的に考察して、本件借地につき、受贈者たる子が贈与者たる父の従前の占有を排除して自ら独立の占有を取得したことが明らかであることを要するものというべきである。

そして、本件において借地権の贈与の履行が終わったのは、受贈者がビル建築のために賃貸人から土地使用承諾書の交付を得て、贈与者所有名義の建物の取毀し等を行ったときであるとしました。

Ⅲ　書面によらない死因贈与契約の履行

平25.6.4公表裁決（全部取消し）
Ｊ91－４－12

本件は、被相続人と書面によらない死因贈与契約を締結していた請求人が、相続人らに対する所有権移転登記手続等請求訴訟で訴訟上の和解をし、その和解条項第１項のとおり被相続人から死因贈与により本件預金を取得したとして相続税の申告をしたところ、原処分庁が無申告加算税の賦課決定処分をしたことから、その取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断して、本件申告書が期限後申告書であることを前提にされた原処分を取消しました。

本件和解条項第１項の死因贈与は書面によらないものとみるのが相当であり、本件相続人は本件訴訟で当該死因贈与契約が不成立である旨を主張し、予備的に当該死因贈与契約を撤回する旨を主張していた。そうすると本件和解の成立前の時点においては、被相続人の全財産を死因贈与により取得したとする請求人の権利は、極めてぜい弱なものであったといえることから、本件和解の成立前において請求人が自己のために相続の開始があったことを知ったものとは認められない。

本件和解により、本件相続人が当該死因贈与契約について、その一部を撤回したものとみるのが相当であり、一部撤回後の当該死因贈与契約の履行が確定したと認めるのが相当であるから、請求人については、死因贈与契約の履行が確定した本件和解の日をもって、相続税法第27条第１項に規定する「相続の開始があったことを知った日」とするのが相当である。

おわりに

ＴＡＩＮＳではほかにも書面によらない贈与が争点となった判例・裁決を収録しています。是非、実務にお役立てください。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ
03－5496－1416

これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、PDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

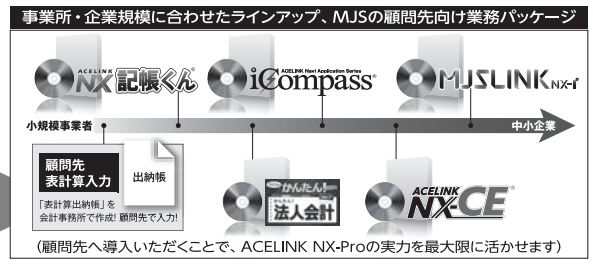

（顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かせます）

提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ！

会計事務所向けERPシステム
ACELINK NX-Pro®

詳しくは今すぐ
ACELINK NX-Pro　検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、iCompass、MJSLINK NX-I、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

MJS
株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1　新宿センタービル 48 階　〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

―地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!―
MJSの会計事務所　事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル 0120-369-144（平日9:00～17:30）　フリーファックス 0120-369-667
当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/